

令和 4 年 8 月 31 日

保護者の皆様

浜田市長 久保田 章市
(子ども・子育て支援課)

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底
及び臨時休園等の対応方針について（お知らせ）

平素より、本市の福祉行政にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の特徴等に基づき、下記のとおり保育所等の臨時休園等の対応方針についてお知らせしますので、保護者の皆様のご理解ご協力をお願いします。

記

1 保育所等における基本的な感染症対策について

- (1) 引き続き基本的な感染症対策（三つの密の回避、手洗いなどの手指衛生、こまめな換気など）に取り組めます。
- (2) 陽性者が確認された場合、園児の健康観察を丁寧に行います。

2 臨時休園等の対応方針について

陽性者の確認後直ちに臨時休園するのではなく、保護者の就労及びオミクロン株の特徴等を踏まえ、基本的には園児の健康観察を丁寧に行いながら園運営を継続します。

ただし、園内で感染の広がりのおそれがある場合には、臨時休園及びクラス休園を検討します。臨時休園等の期間は、ウイルスの潜伏期間を考慮して3～5日程度とします。

3 その他

- (1) 園児に症状（せき、発熱、のどの痛み等）がみられる場合は、登園を控え、医療機関を受診してください。
- (2) 家族に症状がみられる場合も、医療機関での検査結果等が明らかになるまで可能な限り登園を控えていただきますようお願いいたします。

（裏面あり）

- (3) 園児及びご家族について、医療機関又は保健所のウイルス検査で陽性が確認された場合や、医療機関で陽性（みなし陽性を含む。）の診断を受けた場合は、園に連絡をお願いします。
- (4) 臨時休園等を行う場合は、各園から該当の保護者の皆様へ連絡します。また、園の関係者で感染確認が続く場合には、臨時休園等の有無に関わらず、各園から定期的に保護者の皆様へ感染状況をお知らせするよう努めます。

お問い合わせ先

浜田市健康福祉部

子ども・子育て支援課

担当：松山、木村

電話：0855-25-9330